

愛媛大学図書館「国立国会図書館図書館向けデジタル化資料送信サービス」運用要項

〔平成27年3月23日〕
〔図書館長裁定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）における「国立国会図書館図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(サービス対象者の範囲)

第2条 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、愛媛大学図書館利用規程第5条第1号から第3号に規定する者とする。

(利用目的)

第3条 利用者は、研究、教育、学習を目的とする場合に、資料送信サービスを利用することができる。

(閲覧)

第4条 利用者は、資料送信サービスにより国立国会図書館デジタル化資料（以下「デジタル化資料」という。）を閲覧しようとするときは、所定の申込書に記入し、図書館利用証を提示の上、図書館職員に閲覧利用を申し出て、所定の閲覧用端末を用いて行うものとする。

2 閲覧用端末から資料送信サービスにログインする操作は、図書館職員が行うものとし、利用者は閲覧終了後、使用したブラウザを速やかに閉じるものとする。図書館職員は国立国会図書館から交付されたログインのための閲覧用ID・パスワードを適切に管理する。

(複写)

第5条 利用者は、デジタル化資料の複写を依頼することができる。

2 複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書に必要事項を記入した上、館長（分館にあっては分館長）に提出しなければならない。

3 複写料金は、愛媛大学図書館文献複写細則の定めるところによる。

4 図書館においては、利用者の求めに応じて、国立国会図書館から交付された管理用ID・パスワードにより図書館職員が管理用端末を用いて複写を行うものとする。

(遵守事項)

第6条 図書館及び利用者は、国立国会図書館の定める「図書館向けデジタル化資料送信サービス利用条件」を遵守するものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要項は、資料送信サービスの利用承認の日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。